

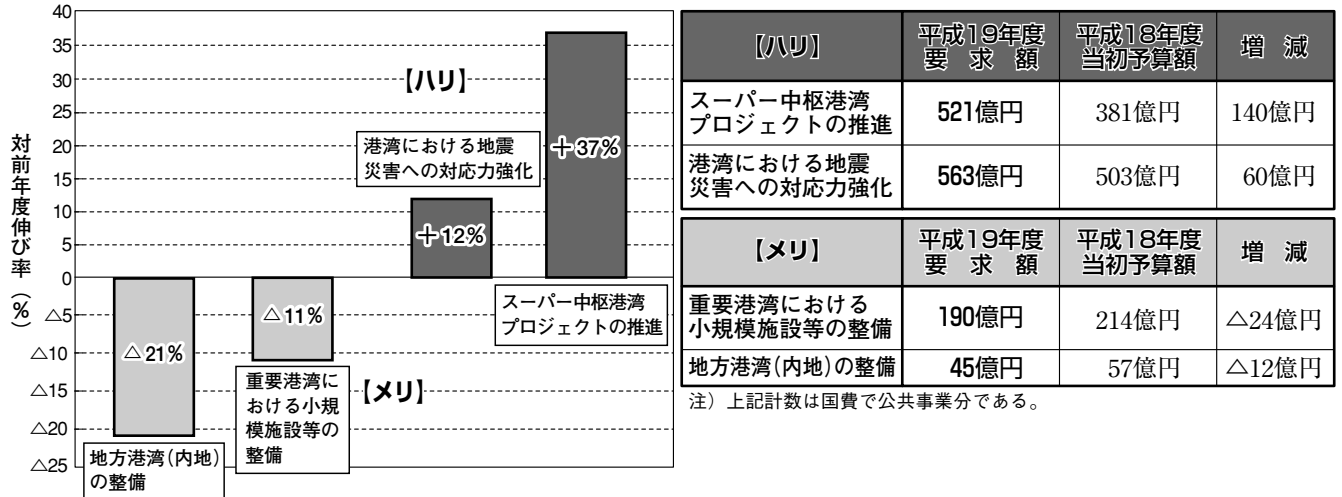
Ⅲ. 効率的・効果的な事業の推進

1 投資の重点化・効率化

① 投資のメリハリ

事業の「選択と集中」により予算要求の重点投資をさらに進め、より一層効率的・効果的な事業実施に努める。

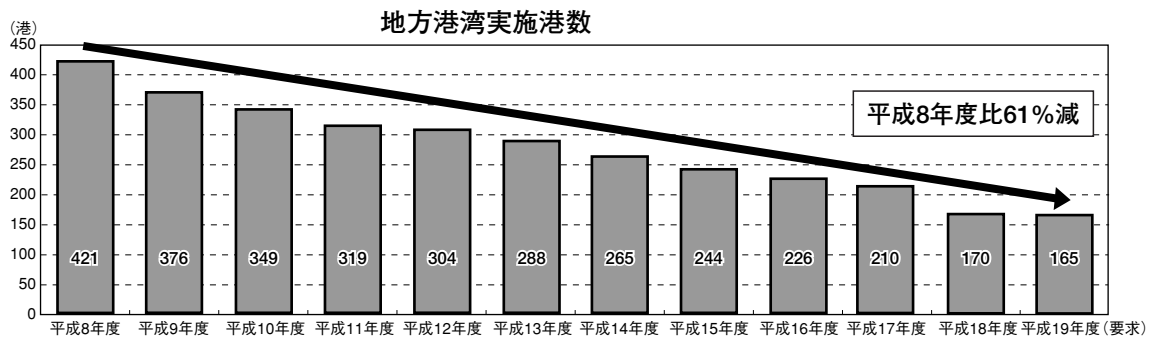
●平成19年度予算要求における投資のメリハリ



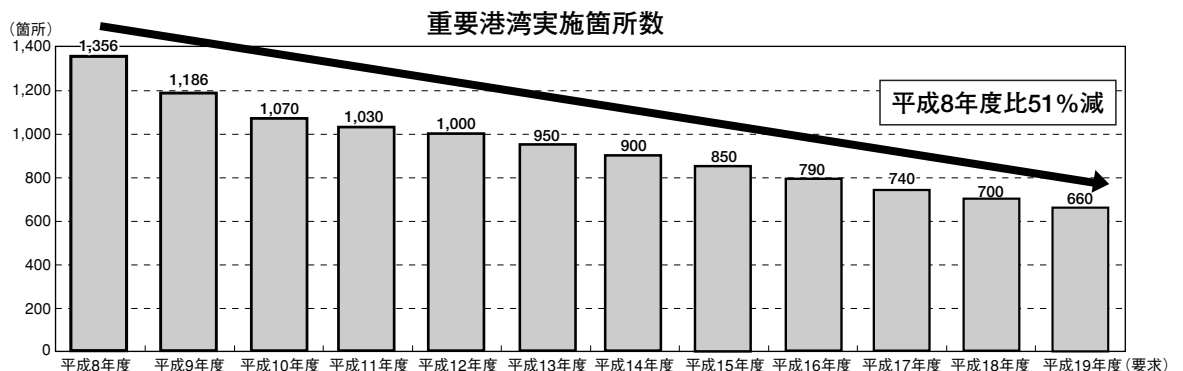
② 事業実施港数・箇所数

我が国全体での歳出改革が重要な課題となっているなか、限られた予算要求により政策課題へ適切に対応し、整備の緊急性や官と民、国と地方の役割分担等の観点から投資の重点化を図るため、地方港湾への新規投資を抑制する。また、重要港湾においても、事業実施箇所数のより一層の削減を図る。

●地方港湾における事業実施港数の削減



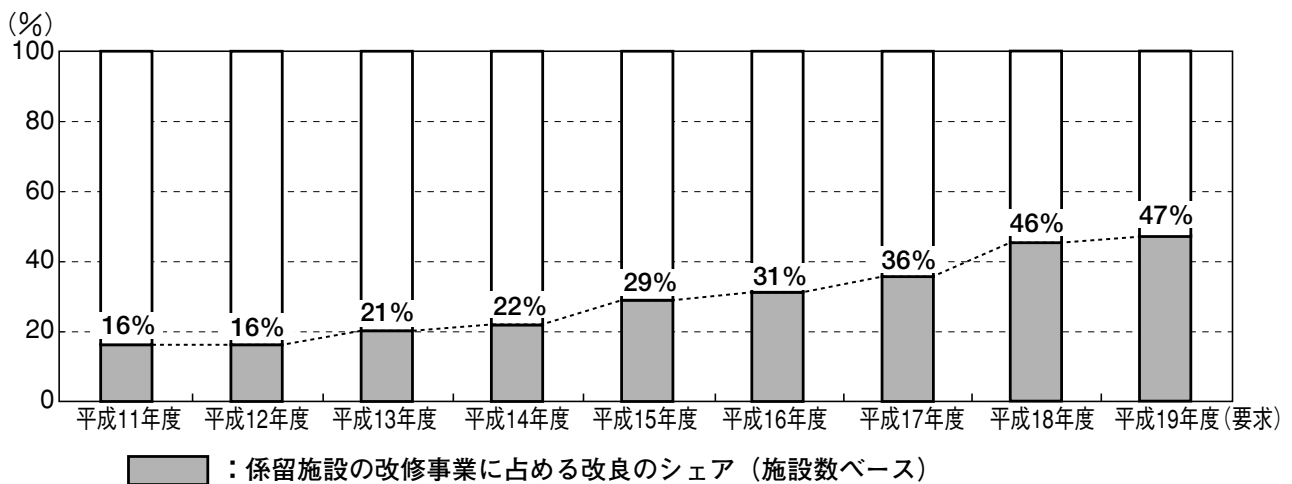
●重要港湾における事業実施箇所数の削減



③ 「改良」により既存ストックを有効に活用

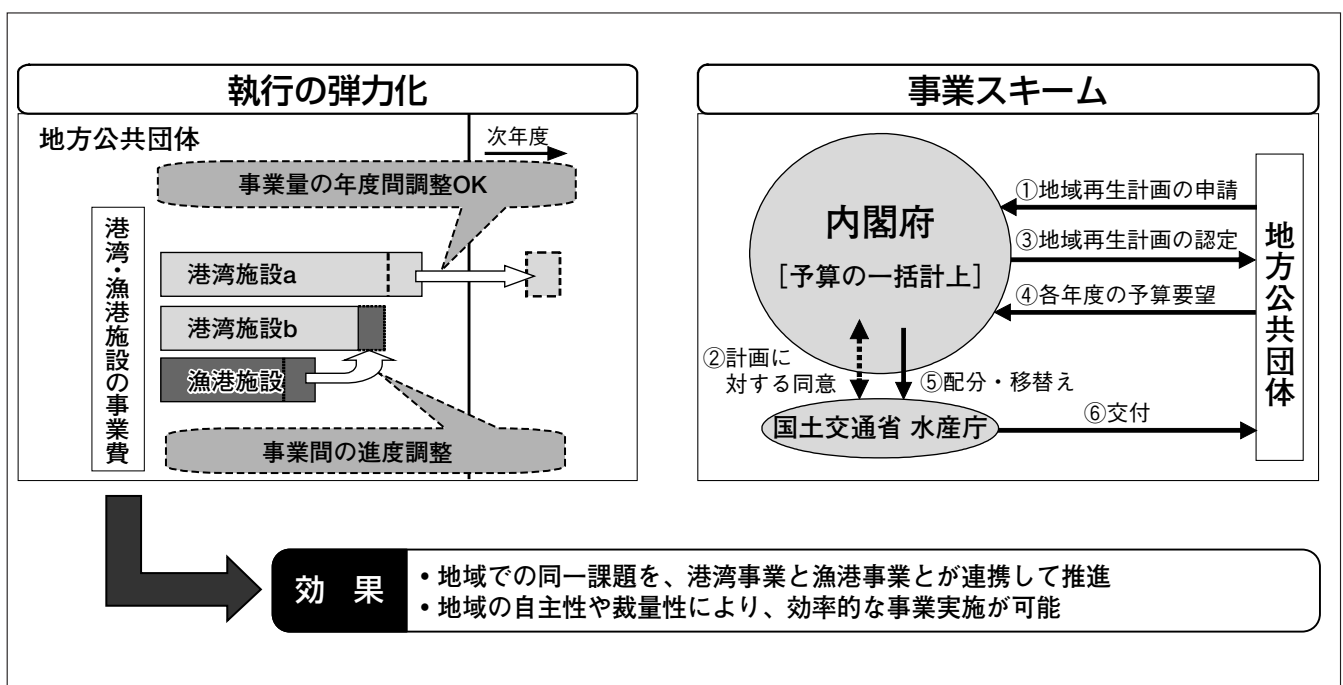
新規施設の「建設」のみならず、既存ストックを「改良」することによって、その質を減することなく有効に活用していく。

改修事業に占める改良のシェア



④ 港整備交付金の活用

水産庁との連携により地方港湾・第一種漁港の施設整備を効率的に実施するために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な港整備交付金(地域再生基盤強化交付金の一環として内閣府に一括計上)について、地方の実情に配慮しつつ、その一層の活用を進める。



【港整備交付金のスキーム】

⑤ コスト構造改革の推進

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、これまでの取り組みに加え、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直した「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」（平成15年3月）を踏まえ引き続き推進する。

見直し内容

- ①事業のスピードアップ(8施策)
- ②計画・設計から管理までの各段階における最適化(14施策)
- ③調達の最適化(12施策)

合計34施策

数値目標

平成15年度から5年間(社会資本整備重点計画と整合)で、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成する。

港湾整備事業：平成16年度 6.6% (施策の効果による資機材等物価の縮減率：-0.9%含む)

総合コスト縮減率

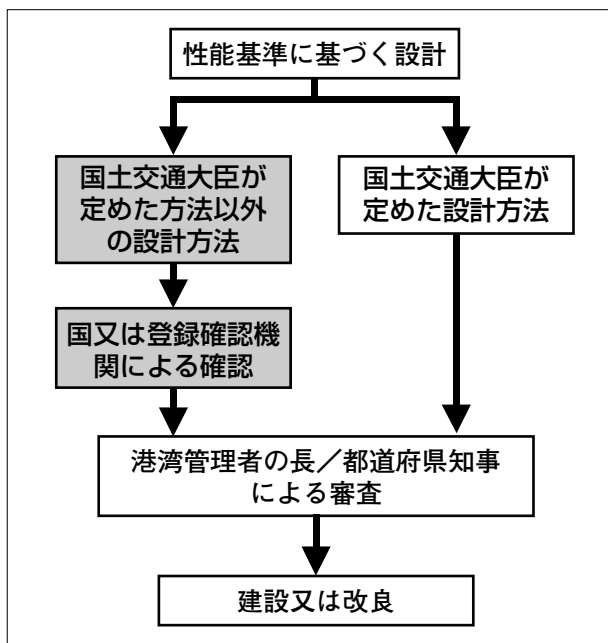
従来の工事コストの縮減に加え、次の項目も評価

- ①規格の見直しによるコストの縮減
- ②事業のスピードアップが図られることによる便益の向上
- ③将来の維持管理費の縮減

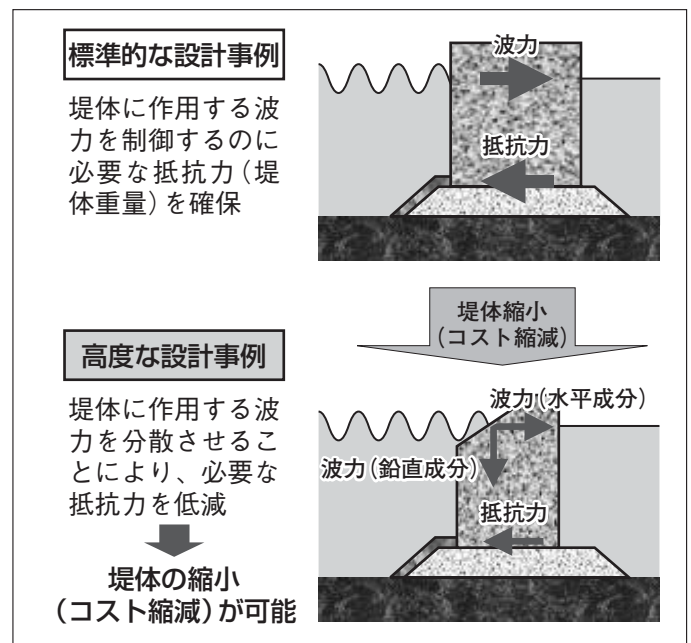
主要な施策

～港湾の施設の技術上の基準の性能規定化～

港湾構造物のコスト縮減を図る観点から、平成19年度より港湾の施設の技術上の基準を現行の仕様規定から性能規定に変更する予定。これに伴い、創意工夫を活かした新たな設計方法が可能となることから、国土交通大臣が定めた方法以外の設計に関する技術基準との適合性を国又は登録確認機関が確認する制度を創設する。この登録確認機関の技術力を確保するため、登録要件の審査を厳格に行うとともに、必要に応じて適合命令、改善命令、立入検査を実施するなど、港湾施設の安全確保に対し万全を期す。



【性能基準における適合性確保のスキーム】



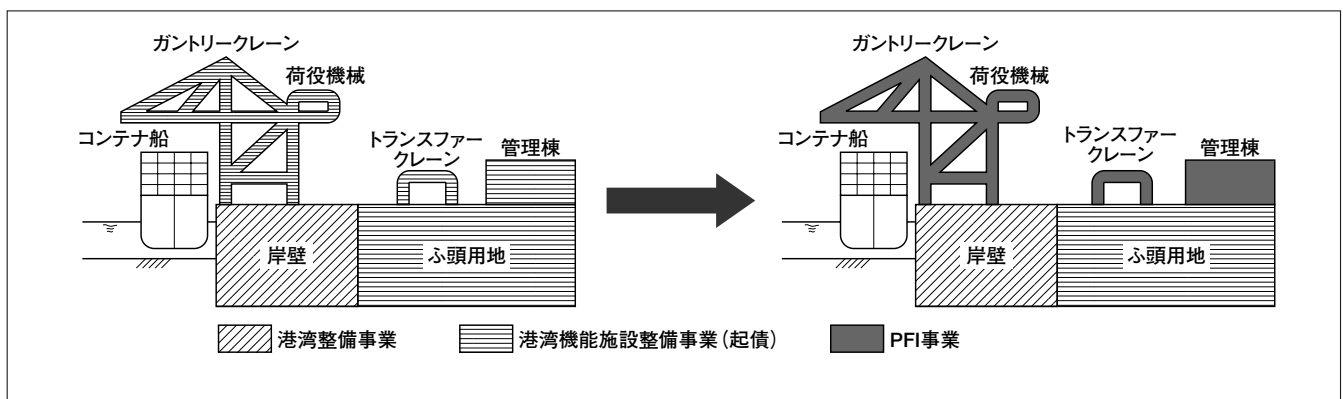
【技術基準の性能規定化のメリット】

⑥ PFIの活用による効率的な事業の推進

中枢・中核国際港湾の公共コンテナターミナルやプレジャーボートの係留・保管施設において、民間の資金、経営ノウハウを活用するPFI手法の導入による効率的な事業を推進する。

◆港湾におけるPFI事業実績例

事業名	事業主体	事業箇所	事業期間
常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	東海村	平成12年6月～平成32年6月
ひびきコンテナターミナルPFI事業	北九州市	北九州市	平成16年2月～平成41年3月
広島ポートパーク整備運営事業	広島県	広島市	平成18年2月～平成39年9月
名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業	名古屋港管理組合	名古屋市	平成16年7月～平成32年3月



【PFI事業のイメージ（コンテナターミナル）】

⑦ 入札・契約手続の改善

入札・契約手続に関して、2億円以上の工事について実施している一般競争入札方式を2億円未満の工事についても積極的に試行することにより、競争性の向上を図る。

また、「随意契約見直し計画」を受け、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成19年度から一般競争入札等に移行するなど、入札・契約手続の透明性・競争性の向上を図る。

⑧ 公共工事の品質確保について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式については、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、総合評価方式の適用工事を拡大するとともに、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策を講じることにより、公共工事の品質確保の促進を図る。